別紙第3(第11関係)

公正入札調査委員会の設置について

1　設置目的

本学における工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2　調査審議事項

調査委員会は、工事について入札談合に関する情報があった場合又は本学の職員が入札談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1)　公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の対応

(2)　その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

3　調査委員会の構成

(1)　調査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　事務局次長

委員　財務課長、施設課長及び施設課専門員

(2)　調査委員会は、必要があると認めるときは、外部の委員(新潟県内国立大学法人施設担当職員)又は委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

4　調査委員会の運営

(1)　調査委員会は、委員長が招集する。

(2)　調査委員会に関する事務は、施設課において処理する。